

県道・町道の除雪作業についてのお願い

冬期間の道路交通を確保し、安全で安心な生活を守るために道路除雪を行なっています。除雪作業を安全で効率的に進めるために、町民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

道路に雪を捨てないで！

道路が狭くなり歩行者が危険になるなど交通事故のもととなります。緊急車両も通れなくなってしまうます。



路上駐車はやめましょう

除雪作業の妨げとなります。効率的な除雪作業にご協力をお願いします。



寄せ雪処理にご協力を！

除雪後には宅地入口に多少の雪が残ってしまいます。各家庭や近所で協力しあい除雪をお願いします。



流雪溝の投雪ルールを守りましょう！

流雪溝に雪を入れるときは、地区で決められたルールを守りましょう。流雪溝のトラブルは流雪溝組合または地域の方での対応になります。ルールを守る仕組みづくりをお願いします。



～基本的な注意事項～

- ・ 転落防止のため内側の安全格子は外さないでください。
- ・ グレーチング蓋の閉め忘れには十分ご注意ください。
- ・ 水が流れていることを確認してから投雪を行いましょう。
- ・ 固く大きな雪は、砕いてから投入してください。
- ・ 作業中は、見張り人や目印になるものを置きましょう。

除雪車には絶対に近づかないでください！

前方は氷などが飛び可能性があり、後方は運転手からの死角が多く、人も車も接近するととても危険です。十分な距離を保って安全を確保してください。

雪割りによる融雪促進へご協力お願いします（町道）

排雪に要する経費削減のため、農地における「運搬排雪」を「雪割りによる融雪促進」とさせていただきます。農作業に支障が出ないよう調整いたします。ご理解とご協力をお願いします。

通勤通学等の時間帯までに道路交通を確保するため、深夜または早朝からの除雪作業となる場合があります。除雪車の騒音や振動でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、除雪車が通った道路は、気象条件等により滑りやすくなります。通行時には十分にご注意ください。

凍結など路面状況に応じ、坂道などに塩化カルシウムを散布していますが、急激な気象の変化に対応できない場合もあります。常に安全運転を心掛けてください。

▼県道除雪に関する問い合わせ／最上総合支庁道路計画課

☎ (22) 1111

▼町道除雪に関する問い合わせ／舟形町地域整備課建設企画係

☎ (32) 0915



舟形町の除雪サービス

～みんなでつくる雪に強いまち～

雪が降るこの地域では、毎日の生活や交通を確保するために「除雪」は欠かせない作業となります。町では、町民のみなさんが安心して生活していけるように、次のサービスを行なっています。その取り組みを紹介します。

高齢者世帯等除雪サービス

《対象》次のすべてに該当する世帯

- ・自力または親族の支援で除雪ができない世帯
- ・65歳以上の高齢者または心身障がい者のみの世帯
- ・所得税非課税の世帯

《除雪の範囲と活動費》

- 屋根の雪下ろし
12,000円/日（年間4回。町豪雪対策本部設置時は年間6回）
- 玄関前の除雪 800円/回（10cm以上降雪時で町道除雪出動時）
- 重機を使った雪処理/自己負担は事業費の1割
助成の対象となる事業費は60,000円が上限（年間1回。重機が必要と認められた場合）
- 町内会などの団体のボランティア
3,000円/回（除雪機の燃料代等）

▼問い合わせ/舟形町健康福祉課福祉係
☎ (32) 0655

地域支え合い 除排雪活動支援事業

雪に対する困りごとについて、地域に相談窓口を設けて助け合うなどの対応をする団体を支援する事業です。

《対象》

- ・町内会等の団体

《支援内容》

- ・機械（とらん丸）の貸出
- ・5万円を上限に「地域の除雪課題」の解決に資する経費を交付。

▼問い合わせ/

舟形町まちづくり課地域支援係
☎ (32) 0104

小型除雪機械等購入補助事業

冬期間の安心安全な生活環境を維持するために、新規に購入した小型ロータリ除雪機、農業用機械に装着するアタッチメントに対して、補助金を交付します。

▼対象/次の要件をすべて満たす方

- ・町内に住所を有する方または町内に事業所を有する事業者
- ・税等の滞納がない世帯または事業者

▼補助対象/これから購入する除雪機で次の要件をすべて満たすこと

- ・新車の小型ロータリ除雪機（除雪幅600mm以上）等
- ・購入後7年以上補助対象者が所有すること
- ・町内に住所を有する販売会社から購入すること

▼補助金/購入費の1/4以内で10万円上限

※高齢者世帯等除雪サービス事業の協力者で、かつ自主防災組織または舟形町地域支え合い除排雪活動支援事業の実務者として5年以上活動する方は、20万円上限。

※1世帯につき1回に限って交付。

▼問い合わせ/舟形町まちづくり課地域支援係
☎ (32) 0104

小型除雪機械貸出事業

《対象》

町内会、住民組織、ボランティア団体など

《貸出条件と料金》

- ・共助による地域内の除雪作業に使用すること。
- ・貸出は無料。使用にかかる経費は自己負担。

▼問い合わせ/

舟形町まちづくり課地域支援係
☎ (32) 0104

